

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成26年12月17日

京都市消防局長 杉本 栄一

第17条第3項中「化学車」を「大型水槽車, 化学車」に改める。

第32条の見出し中「整理番号等」を「識別標示」に改め, 同条中「所属ごとに別に定める整理番号, 所属記号又は標識を付す」を「所属名, 部隊名又は整理番号を標示する」に改め, 同条に次の1項を加える。

2 前項の規定のうち, 消防用ホースについては別表第3に掲げる標示方法により標示するものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第32条関係)

消 防 用 ホ ー ス の 整 理 番 号 標 示 方 法		
所属の頭文字	各所属の頭文字(消防学校教養課については, 学とする。)	
配 置 年 度	西暦の下2桁	
一 連 番 号	配置年度ごとの一連番号	
標 示 順	左から所属の頭文字, 配置年度, 一連番号の順とする。	
所 属 別 の 標 示 色	赤	北消防署及び下京消防署
	青	上京消防署及び南消防署
	黄	左京消防署及び西京消防署
	緑	中京消防署及び醍醐消防分署
	黒	東山消防署及び伏見消防署
	燈	山科消防署及び右京消防署
	紫	消防局の課

第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式の2(第33条関係)

積 載 消 防 装 備 員 数 表

品 名	型 式	数 量	品 名	型 式	数 量

注 この様式は、車両履歴台帳に接続すること。

第5号様式の3中「整理番号」を「登録番号」に改める。

第6号様式中

「

消防機械の名称		整理番号	
---------	--	------	--

を

「

消防機械の名称	
---------	--

に改める。」

第8号様式注に次のように加える。

注5 耐圧試験の結果、機能の程度を乙に区分したものには、整理番号の下部に白色のビニールテープを巻いて標示すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、警防部装備課長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(消防局警防部装備課)